

品質管理システムの 有効性について

有限責任 あずさ監査法人

2024年12月

有限責任 あずさ監査法人の品質管理システムの有効性（2024年9月30日時点）について

国際監査・保証基準審議会（IAASB）による国際品質マネジメント基準（ISQM1）、国内における関連する法令および基準並びにKPMGインターナショナルによる方針を踏まえ、有限責任 あずさ監査法人（以下「当監査法人」という）は財務諸表の監査またはレビュー、その他の保証業務、またはその他の関連サービス業務の実施に関する品質管理システムを整備・運用する責任を有しています。品質管理システムの目的は、当監査法人に対して、以下の点について合理的保証を提供することにあります。

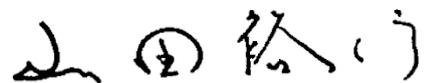
- (1) 当監査法人およびその専門要員が、職業的専門家としての基準および適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準および法令等に従って業務を実施すること
- (2) 当監査法人またはその監査責任者が状況に応じた適切な報告書を発行すること

当監査法人は、2024年9月に発行したTransparency Reportにおいて、品質管理システムがどのように高品質で一貫した業務の実施を支えているかについて説明しています。また、当監査法人は、個別の業務および全体的な品質管理システムの双方について発見事項および不備を識別し、対応することができるよう、品質モニタリング活動とコンプライアンスプログラムを統合的に運用しています。

当監査法人は、品質管理システムの年次評価の実施にあたって識別された不備について、その重大性と広範性を評価しています。評価にあたっては、その根本原因を調査するほか、識別された不備が個別にまたは他の不備と組み合わせた場合に品質管理システムに生じる影響について、評価基準日までに実施された是正措置を考慮したうえで評価しています。

当監査法人は、2024年9月30日を基準日として品質管理システムの年次評価を実施した結果、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していると評価しました。

2024年11月28日



有限責任 あずさ監査法人 理事長
山田裕行